

令和4年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定委員会議事要旨

1 日 時 令和4年4月21日（木）午後7時～午後8時30分

2 場 所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 欠 席 なし

4 議事録（概要）

（事務局）

本日の委員の皆様の出席状況ですが、委員全員に御出席いただいておりますので、選定等委員会規則の開会要件を満たしていることを報告いたします。

本委員会は、委託事業者を選定・評価するという性質上、吹田市情報公開条例第28条第2号の規定に基づき、委員のお名前などの個人が特定できる情報は公表しないものいたします。また、委員会の議事につきましては、委員名を伏せて会議録を作成し、市のホームページで公開することになりますので、よろしく願いいたします。なお、議事作成のために録音しておりますが、御了承をお願いいたします。

続きまして、本委員会の委員長を選任させていただきたいと思っております。

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会規則では、委員長は委員の互選により決めることとなっております。

<全員一致で委員長及び副委員長を選任>

（事務局）

それでは、以後の進行は委員長に代わらせていただきます。

（委員長）

本日の案件や資料について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

<委員会の設置根拠、担当事務等について説明>

（委員長）

事務局から資料の説明がありました。委員の皆様からの質問はありますか。

<なし>

（委員長）

それでは、事務局から提案のあった仕様書等の審議に入ります。まず、（1）業務委託

共通仕様書について説明をお願いします。

(事務局)

今年度の2か所の育成室運営業務委託に関しまして、今後、委託事業者をプロポーザル方式によって公募することになりますが、公募に当たっての仕様書等を、委員会で御審議いただくこととなります。

1ページ目、「業務目的」、「対象児童及び定員」、「業務実施に関する基本的な事項」等を記載しています。育成室の運営における条件については、直営育成室と変わりはありませんが、「4 開室時間」におきまして、現在12か所の委託育成室における開室時間は、延長保育を含めると午後7時までとなっており、直営育成室よりも30分長い状況です。更には、令和3年度からモデル事業として、4か所の委託育成室において、夏休みなど学校の長期休業期間中の開室開始時間を午前8時からとしており、(2)小学校の授業のない月曜日から金曜日に記載のとおり、令和4年度から公募を実施する育成室については、同様に午前8時からの開室を条件としたいと考えています。

2ページ目、指導員の配置等について、条件を記載させていただいています。配置基準につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて配置していただくこととなり、1教室当たり放課後児童健全育成支援員を2人以上配置することとし、その内の1人以外は補助員に代えることができます。これは、直営育成室と同様の基準配置となり、加えて、担任の内1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育園等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。続いて、主任指導員については、育成室を円滑に運営する上で、連絡体制を明らかにしておくために1人配置することとしています。なお、その主任指導員については、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

保護者の方からの御意見で、(3)その他の項目、ウで未成年者に対する性犯罪歴のある者は配置しないこととしていますが、未成年者に限らず、性犯罪歴がある者を配置しないことを求められました。事務局といたしましては、本事業の性質上、未成年者への性犯罪歴の有無という点が一定の指標だと考えています。また、様々な犯罪歴まで確認して制限することは、法的にも困難と考えますので、表記といたしましては、現状の表記で進めたいと考えています。

2ページ下段から5ページ上段までの「7業務内容」につきましては、大前提として、厚生労働省において策定された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や本市条例はもとより、放課後児童クラブの運営主体及び実践者向けに策定された放課後児童クラブ運営指針及びその解説書の内容と現場育成室の状況を十分に理解した上で業務を遂行していただくこととなります。その上で、仕様書(案)に記載していますとおり、児童の健康管理や適切な遊びの指導などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」等を行っていただくこととなります。3ページ目、「(2)事業の運営に関する業務 ア 児童の出欠確認」に関しま

して、先立って開催いたしました吹二、山二育成室での保護者説明会でいただいた御意見を踏まえまして、従来の共通仕様書に「出欠児童の下校(お迎えを含む)時間を管理し、児童が下校したことを確認すること。」と追記いたしました。児童の帰宅時間間違いなどのリスクを極力なくすことで保護者の皆様も安心していただけたと考えています。

その他、おやつに関しましては、事業者が提供するに当たって、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルゲンの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費については、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告、学級懇談会については、各学期1回以上開催することとし、希望する保護者を対象に個人懇談会を開催し、保護者の方との丁寧な連携を求め、学校や地域との連携を図ることの義務付けや市が指定する行事についての継続実施など、各項目について具体的に記載しています。

5ページ目、「8 安全衛生等」及び「12 現地検査・運営の検証、改善等」の項目におきましても保護者の方から御意見をいただきまして、追記をさせていただいております。修正内容の一覧につきましては、先ほど御説明させていただきましたものも含めて、次第の裏面にまとめて記載をさせていただいています。「出席児童の下校時刻の確認や下校確認をすること」、「お茶等の水分補給にも留意すること」、「1日保育等で持参するお弁当の衛生管理に留意すること」及び「保護者アンケートの実施頻度の明記」となります。どの御意見も、事務局といたしましても必要であり、かつ保護者の方々の御不安を軽減させるものと考えますため追記したいと考えています。

なお、「12 現地検査・運営の検証、改善等(1) 事業運営の実施状況の現地検査」については、随時ではなく、頻度を明記してほしいという御意見をいただきましたが、巡回の頻度については、委託後の運営状況によっても異なりますし、運営上でトラブルがあった際などには市担当者もすぐに出向くようにしています。そのため、巡回回数を具体的に設定し、表記することは内容にそぐわないと考えますので、御意見の反映の方はさせていただきませんでした。

6ページ目、委託料の支払につきましては、3年間月払で36か月分、総額で契約を締結しようと考えており、業務及び費用の分担区分につきましては、8ページ及び9ページの別表のとおりとなっています。

説明は以上でございます。

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

出欠確認について保護者から質問があったということですが、実際はどのように下校の確認をされているのか、あるいは想定されているのか説明いただけますか。

(事務局)

延長保育を利用する児童を17時に帰してしまうこと等を防ぐため、育成室によっては

ホワイトボードに延長保育利用者などの区分ごとにネームプレートを貼って、児童それぞれの下校時刻を管理する等で確認しています。

(委員)

安全衛生の面で保護者の方からも御意見があった、お弁当の管理については、夏休み等が心配なところだと思います。育成室の規模によっても異なると思いますが、具体的にどのように工夫されているか教えてください。

(事務局)

育成室には空調設備があるため、基本的には室内での保管となりますが、夏場などの特に暑い時には冷蔵庫等も活用して、適切に管理しています。

(委員)

学校との連携という点で、新型コロナウイルスにより学校が学級閉鎖となった場合、児童をすぐに下校させる必要があります。その時に、育成室を利用している児童についても、保護者に連絡しお迎えをお願いしますが、中には仕事ですぐにお迎えには来られない方もいます。そのような場合に、育成室の指導員で児童を一時的に預かるなどの柔軟な対応をしていただきたいと思いますがいかがですか。

(事務局)

学校との連携というのは非常に重要であると認識していますので、仕様書に記載していますが、育成室としての柔軟な対応についても、事業者に対して求めていきたいと考えています。

(委員)

開室時間について、今回から仕様書で学校の長期休業期間中の開室開始時間が8時からと記載されていますが、昨年度4か所の育成室でモデル事業を実施した結果、どんな負担があったのでしょうか。スムーズに実施できたのでしょうか。

(事務局)

現場の状況も確認させていただきましたが、事前に保護者の方にお知らせさせていただいていましたので、特段混乱もなく概ねスムーズに進めることができたと考えています。

ただ、8時からの登室となっているにも関わらず、8時よりも前に登室する児童がいました。そこを追いかけ続けて、開室開始時間を早めることはきりがないと考えるので、小学校の登校時間である8時以降に登室するように保護者の皆様への周知を徹底したいと考えています。

(委員長)

委員の皆様のご意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局から、これまでの意見を踏まえた上での変更点等があれば説明をお願いします。

(事務局)

いただいた御意見、御質問等を踏まえまして、仕様書の変更はないという認識ですので、

この仕様書にて公募実施を進めてまいりたいと思います。

(委員長)

では、次に次第(2)受託事業者共通募集要領について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

1 ページ目、「2 業務概要」について、業務実施場所は、吹二育成室及び山二育成室としています。(1)の注釈3つ目、応募に際しては、対象育成室の見学会を開催しますので、これに必ず参加して、児童の普段の様子等の観察や指導員への質疑等を行い、運営状況をあらかじめ把握しておくこととしています。次の4つ目、吹田第二小学校については、吹田市の難聴学級センター校に位置付けられているため、難聴学級に在籍している児童については、吹二校区外であっても通学することができますのでその内容を記載しています。(3)契約期間について、今年度の10月から6か月の期間内に、引継ぎを含めた合同保育を実施することとしています。また、「3 業務準備期間及び契約の締結等」ですが、(2)引継ぎを含めた合同保育という項目内、アには選定事業者決定後に、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定を締結すること、イには引継ぎ保育を実施する際には、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託における引継ぎ補助金要領を参照することとしています。従来は、およそ2か月前から引継ぎを開始して、事業者と委託契約を締結した上で、委託料で引継ぎに係る経費を事業者を支払っていました。今まで民間委託してきた育成室に在籍する児童の保護者の方々や請け負っていただいた事業者からも、引継期間はもう少し長い方がいい、しっかり引継ぎを受けたいとの御意見もあり、運営業務委託のスケジュール全体を見直しました。引継ぎに係る期間を最大で6か月確保することによって、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分けて、その期間においては、連携協定を締結することで、引継ぎに係る事項の取決めをします。直営の指導員と合同で保育を行い、直接児童と触れ合うことを通して、より綿密で入念な引継ぎが実施できると考えています。

また、これまでの20日以上かつ80時間以上という要件に加えて、要配慮児の保育や、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心に、次年度4月から、事業者が円滑に運営する上で必要となる引継ぎを実施し、その実績に応じて事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定職員については、十分な引継ぎを受けていただくことを狙いとしています。

次のウ及びエには引継ぎの方法や最低限受けていただきたい引継時間を記載していますが、こちらは従前の仕様書記載事項となっており、引継期間と委託契約期間を切り分けたことに伴い、委託契約に付随する仕様書ではなく、この募集要領に記載をさせていただいたものです。

次の「4 参加資格要件」については、(2)に記載の保育所や幼稚園、他の育成室の

運営実績がある法人に限っています。また、(3)で現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急のトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。(4)には「2 業務概要」でも御説明させていただきました、対象育成室での見学会に参加していただくことを記載しています。

「5 引継保育に係る補助金」については、補助金に係る概要を記載させていただいており、事業者からの交付申請に基づいて、引継保育完了後に実績に応じた補助金を交付することを記載しています。

次の「6 委託料」については、各育成室の支援の単位数(教室数)と見積上限額、障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する1名当たりの加配配置要員に伴って加算する上限額、委託料の決定と支払時期について記載しています。

「7 選定方法」については、一次審査は書類審査となっており、各委員に応募事業者から提出のあった事業実施計画書を評価していただきます。二次審査は、事業者によるプレゼンテーションと、各委員から事業者へのヒアリングを通して採点していただきます。二次審査におきましては、従来の方法から変更した点が2点ございます。1点目、ア4行目、「次の(ア)から(エ)の全ての条件を満たす事業者の内」の後になります。前回の二次審査までは、出席委員各委員が評価して得点化した事業者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を選定していましたが、突出して高い得点で評価された場合などの影響を考慮して、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定しようと考えています。2点目、(ア)から(エ)までの条件の内、(イ)については、出席委員の採点合計が平均650点以上としていましたが、より公平、公正な審査を目的として極端に高い採点や低い採点を除外して評価することを考えています。最上位と最下位の採点を除外するという変更点について、負担や責任を感じて付けた採点を除外することはどうかとの保護者の方から御意見がございました。事務局といたしましては、一昨年度の選定等委員会において、5名の選定委員全員一致で見直しの提言をいただいていることなどを踏まえ、また、採点の全てが無駄となるわけではなく、それ以外の(ア)出席委員の半数以上から採点合計が650点以上であることや(ウ)や(エ)の出席委員の半数以上から各項目において、2や1と低い評価を受けていないといった、最終的には付けた点数全てを考慮して選定いたしますので、提案させていただいた内容で進めていきたいと考えています。

5ページ目、ウについては、1位と順位付けした委員数が同数であった場合の選定方法を明記しています。

7ページ目、「11 応募期間等」については、今月28日(木)から5月27日(金)までを募集期間とし、質問票の受付は5月13日(金)まで、翌週5月18日(水)に回答をしたいと考えています。

次の「12 一次審査」は、6月25日(土)、結果通知については、同月28日(火)を予定しており、「13 二次審査」については、7月9日(土)、結果通知については、7月

15日（金）を予定としたいと考えています。

9ページ以降、事業者から提出してもらう書類の様式については、説明を割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

（委員長）

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

（委員）

引継期間が最大6か月になったことで、引継ぎに関する保護者の不安はこれまでより解消できるのではないかと思います。保護者の中には、引継期間を更に長くしてほしいという要望もあるかと思いますが、私は最大6か月という期間で良いと思います。

（委員）

最大6か月の引継期間ということですが、市としては具体的にはどれぐらいの日数の引継ぎを想定しているのか。

（事務局）

基本的には、これまでと同じ20日以上かつ80時間以上という引継期間を想定しており、あくまでも事業者から更に引継保育を実施したいと要望があった場合に対応するものと考えていますが、市としても、主任指導員や担任、要配慮児保育に当たる職員については、丁寧な引継ぎを受けていただきたいと考えていますので、その辺りについては、事業者にも強く求めていきたいと考えています。

（委員）

実際にこれまでの事業者で何時間程度の引継保育を実施されていたのか。

（事務局）

一昨年度では、引継条件として20日以上かつ80時間としていましたが、実績としては、200時間ほどの引継保育を実施しています。

（事務局）

補足させていただきますが、今回、新たに引継期間を定めるに当たって、近隣の他市状況を把握させていただきました。概ねどこの市も20日以上かつ80時間以上というところがキーになっており、先ほど委員からもありましたが、少しでも長く引継ぎをしてほしいという保護者の不安はあると思っておりますが、一方で効果的・効率的に事業を実施していく必要もございますので、20日以上かつ80時間以上をキーとしています。ただ一方で要配慮児などにつきましては、時間をかけて慣れていくことが必要なので、市議会の御理解もいただいて、最大6か月間という引継期間を設定させていただきました。

（委員）

引継期間を延ばしたことは良いことだと思います。引継ぎへの入り方に関して、徐々に日数を増やしていく等、目的が人間関係づくりということになりますので、その辺りの工夫をしていただきたいですし、引継保育に従事した職員を運営開始後も配置するよう求

めたいと思います。

(事務局)

連携協定において、引継保育に従事した職員を運営開始後も配置するよう求めておりますので、そちらで充足されると考えています。

(委員)

平均点の求め方について最上位と最下位の点数を除くというのは、スポーツでの採点や金融等の他の面でも採用されている方法ですので、一定の合理性はあるというふうに考えています。公正、公平を確保するという意味では非常に有効だと思います。

(委員長)

委員の皆様のご意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局より、これまでの意見を踏まえた上での変更点等があれば説明をお願いします。

(事務局)

これまでの改善点を御評価いただきありがとうございます。今後は実践していく面で努力して参りたいと思っています。

(委員長)

では次に受託事業者選定に係る評価項目及び基準について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

資料3 21ページ目、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準について、一次審査用の評価項目と審査基準を表にしています。審査基準については、審査の視点と一番右には配点を記載しています。項目といたしまして、「1 応募動機について」45点、「2 法人の活動実績・理念等について」115点、「3 留守家庭児童育成室の運営方針について」は、「児童の健全育成に対する取組や方針」について240点、「保護者との連携」について90点、「学校及び地域との連携」について45点の計375点、「4 支援を要する児童の受入れについて」90点、「5 児童虐待への対応について」75点、「6 緊急時の連絡体制、安全対策について」60点、「7 守秘義務、個人情報の取扱いについて」60点、「8 職員体制について」180点の計1,000点満点となっています。

次の27ページ目、二次審査用の評価項目と審査基準について、事業者にプレゼンテーション、ヒアリングを行った上で評価していただきます。基本的には一次審査用の項目と大きな違いはございませんが、「2 法人の活動実績・理念等について」という項目の配点を115点から85点とし、その30点分を、32ページにございます「9 提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの信頼性及び確実性について」という項目に配点して1,000点満点としています。

次に33ページ目、「二次審査用（会計項目）」は、「10 収支計画書について」は、委託料の収支計画書と保護者から実費徴収するおやつ代・教材費等の収支計画書を合わせて70点、「11 法人の経営基盤について」として30点の計100点満点としています。

一次審査、二次審査共通した変更点で、配点はそのままですが、項目として今回新たに追記したものがございます。23ページ目、評価項目「3留守家庭児童育成室の運営方針について」の「児童の健全育成に対する取組」、4つ目、「放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか」です。二次審査用の該当箇所については29ページになります。「仕様書を満たした上で、保育内容の充実を図る提案や、保護者の負担軽減につながる提案があるか。(法人のノウハウを生かした学習活動や取組、1日保育時の昼食提供、保護者との連絡機能を備えたシステムの導入など)」を新たに追記しました。記載のとおり、事業者独自の取組によって、保育内容の充実や保護者の方への配慮などを委員に評価、採点していただきたいと考えています。

34ページには採点の基準を記載しています。5段階評価を基本としていますが、審査の公正性及び、公平性を確保するために1及び5という評価を加える場合は、その理由を具体的に記載してもらいます。

一次審査、二次審査の選定方法につきましては、募集要領での説明と重複しますため、割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

(委員長)

それでは、委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

4の支援を要する児童の受入れについて、「配慮を要する児童についてもできる限り集団で過ごすことができるように努めているか」とあります。確かに共に成長できるようにという観点から考えると、できる限り集団で過ごすことができるように努める必要があると思いますが、児童の特性に応じてということが大切だと思います。例えば自閉的な特性がある児童等、にぎやかな集団の中で過ごすことが逆に苦痛になる児童もいますので、そういった児童には、落ち着いて過ごせる部屋や人員を配置するということも必要な場合があると思いますので、とにかく集団の中に入れることが良いことだということではないということは確認しておきたいです。

それから、「配慮を要する児童についても、他の児童と同じように一人ひとりの個性や人格を尊重する姿勢があるか」に含まれると思いますが、吹二については御説明があったように、聴覚障がい児の学級があるということで、そういった児童とのコミュニケーションが難しい場合もあると思うので、必ずしも手話ができないといけないということではないですが、何らかの方法でその児童とコミュニケーションを取れるように工夫するような業者が良いと感じました。

(事務局)

まず集団のところですけども委員おっしゃった通り集団がすべてではないということ、市としても認識していますので、児童一人ひとりの特性に応じるよう、適切な表記を検討させていただきます。

吹二小学校の難聴学級についてですが、募集要領に、難聴学級センター校であると記載している意味合いとしては、センター校であるという事実をお知らせするだけではなく、それを踏まえて、事業者として何か提案があれば、その点については評価させていただきたいという意味合いがございます。ただ、36育成室すべてで、支援学級の児童を受け入れており、吹二育成室においても、現在、難聴学級の児童に対する特別な対応はしていません。例えば、ロジャーマイクなどの特殊な機器を児童が使用している場合は、当然、学校との連携というのもより重要になってくると思いますし、事業者からそういった提案があれば、評価していきたいと考えています。

(委員)

会計項目に関しまして、事業費の配分が適切かという点で、指導員(補助員は除く)1年当たり年間250万以上の支払予定があるかというところですが、これを計算するに当たって補助員は除くとなっていますので、収支計画書の人件費の積算内容備考のところから読み取って計算をしたいと思います。ここに補助員の人件費が混ざってしまわないような工夫をしていただきたいと思います。そこが混ざってしまうと、当日採点できないリスクもあると思いますのでよろしくをお願いします。

(事務局)

委員のおっしゃった通り様式を事業者にとっても分かりやすいような表記にさせていただきますと思います。

(委員)

補助的な指導員と補助員という言葉がありますが、同じ方のことを指しているのであれば同じ表記でお願いしたいと思います。

(事務局)

仕様書の指導員の配置等というところで、指導員を置くと規定しています。また、条例の中で、補助員を持って代えることができるという表記もありますので、その辺りの整合性も含めまして、検討させていただきたいと思います。

(委員)

児童虐待の対応についてですが、虐待の疑いが生じた場合の連絡先として、学校や市の関係機関となっていますが、まずは市に連絡するとともに、情報を学校と共有することなどと記載した方が良いと思います。

(事務局)

いただいた意見も踏まえまして整理をさせていただきます。

(委員長)

委員の皆様の意見がある程度出揃いましたので、取りまとめを行います。事務局から、これまでの意見を踏まえた上での変更点の説明をお願いします。

(事務局)

まず配慮を要する児童への支援について、できる限り集団で過ごすことができるよう

に努めているかというところにつきましては、個々の児童の状態も十分に踏まえながらといった表現を追記させていただきたいと思います。

また、収支計画書の様式につきましては、内訳がはっきりと分かるように様式を見直したいと思います。

最後の児童虐待の部分につきましては、もう少し検討をさせていただきます。

(委員長)

では次に留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定については、案件2の募集要領でも御説明いたしましたが、引継期間と委託契約期間を切り分けることによって、市と事業者で引継保育等に係る事項を取り決めておくものです。取決事項としましては、第2条の連携事項に記載の引継保育に関する事と保護者との打合せに関する事が主な事項となります。期間については、引継保育を終える令和5年3月31日までとしています。

第4条には、引継保育に係る事項を記載しています。第2項には児童との関係づくりを主として、積極的にコミュニケーションを図ることや、配慮を要する児童や関係づくりが苦手な児童については、十分な時間をかけて、丁寧に信頼関係を構築することを求めています。また、第3項では事業者による運営が開始した際に、引継ぎを受けた指導員を従事させることを明記するとともに、主任指導員や担任となる指導員の配置が事業者としてあらかじめ決まっているのであれば、当該引継保育に従事させるよう求めています。

第5条では、保護者との打合せに係る事項を記載しています。ここでは、保護者への情報提供の場として、懇談会等を開催し、内容に応じては全体懇談や個別懇談を行い、丁寧に進めていくことを明記しています。

その他、児童について知り得た個人情報の取扱いについての取決めや、信義則に基づく履行を求める項目等を記載しています。

説明は以上でございます。

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

<意見なし>

(委員長)

では最後に引継保育に関する補助金交付要領について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

引継保育に関する補助金については、案件2募集要領にて御説明させていただきましたが、従前まで要件としていた1教室当たり20日以上かつ延べ80時間以上の引継期間を

最低条件として、60日以上かつ延べ240時間を上限に、引継ぎに係る実績に応じて事業者に対して委託料ではなく補助金として人件費等の経費を支払うもので、必要事項について要領として定めるものでございます。

補助対象経費については、第4条に記載している、指導員等に係る人件費と旅費となっています。

金額ですが、第5条の範囲内、1教室当たり96万円までとします。

「第6条交付の申請」及び「第7条交付の決定」につきましては、当該事業者から翌年度4月からの円滑な事業運営に際して必要と判断し、申請書の提出があった場合に、市がその内容を審査し、交付すべきと認めるときは、交付決定通知書によって事業者に対して通知します。「第8条交付の請求」と「第9条交付」ですが、補助金の交付については、引継保育終了後に行うため、令和4年度の選定事業者に対する補助金交付は令和5年4月以降となります。

第11条では、申請内容の審査に必要な実績報告を事業者に対して求めており、その他、第10条では変更交付の申請方法を、第13条では交付決定の取消し等についても定めています。

説明は以上でございます。

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

補助金の交付に関しましては、実際に事業者が引継ぎにかかった経費以上は補助されない。あくまで、かかった経費までという理解でよろしかったでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

補助金交付要領については、特に修正等変更点はありませんでした。

それでは、これで次第の1から5までの事務局からの説明、委員からの意見を下させていただく場は終わりました。

変更点、あるいは検討するところがございましたので、共通仕様書、募集要領、連携協定書及び補助金交付要領を完成させていきたいと思っております。

修正後の共通仕様書、募集要領、連携協定書及び補助金交付要領については、私に一任していただき、委員長の了承をもって決定としてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(委員長)

それでは、そのようにいたします。

最後にその他の案件に移ります。事務局は説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについて、案件2募集要領でも御説明させていただきましたが、委員の皆様に影響のある日程だけもう一度御確認させていただきます。

事業者選定等委員会の日程でございますが、一次審査については6月25日(土)、二次審査については2週間後の7月9日(土)とさせていただきます。時間については、応募事業者数によって変わる可能性がございますため、追って委員の皆様と時間調整をさせていただきたいと考えています。

また、別件となりますが、今年度につきましては、千里丘北留守家庭児童育成室、山手留守家庭児童育成室の評価につきましても予定しています。委員の皆様におかれましては、御多忙の中大変恐縮ですが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(委員長)

それでは以上をもちまして、第1回吹田市留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会を終了します。